


法令に基づく水質検査

水質検査表(1) 水質基準

検査省略頻度:これまでの検査結果から、省略可能となる頻度

項目 No.	定期検査項目	基準値	過去3年間 最高値	給水栓		検査計画年度 回/年	備考
		mg/L		検査頻度	検査省略 頻度	給水栓	
1	一般細菌	100個/1以下	< 0	月1回	/	12	1ヶ月に1回の検査とされている項目です。
2	大腸菌	不検出	< 不検出				
3	カドミウム及びその化合物	0.01以下	< 0.001	年1回	3年1回 *1	1	
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	< 0.00005				
5	セレン及びその化合物	0.01以下	< 0.001				
6	鉛及びその化合物	0.01以下	< 0.001				
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	< 0.001				
8	六価クロム化合物	0.05以下	< 0.005		3年1回 *1		
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	< 0.001	年4回	/	4	概ね3ヶ月に1回の検査とされている項目です。
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	3.44	年1回	3年1回 *1	1	
11	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.1				
12	ホウ素及びその化合物	1以下	0.06				
13	四塩化炭素	0.002以下	< 0.0002				
14	1, 4-ジオキシサン	0.05以下	< 0.005				
15	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	< 0.001				
16	ジクロロメタン	0.02以下	< 0.001				
17	テトラクロロエチレン	0.01以下	< 0.001				
18	トリクロロエチレン	0.03以下	< 0.001				
19	ベンゼン	0.01以下	< 0.001				
20	塩素酸	0.6以下	0.07				
21	クロロ酢酸	0.02以下	0.003				
22	クロロホルム	0.06以下	0.023				
23	ジクロロ酢酸	0.04以下	0.016				
24	ジブロモジクロロメタン	0.1以下	0.009				
25	臭素酸	0.01以下	< 0.001				
26	総トリハロメタン ※1	0.1以下	0.038				
27	トリクロロ酢酸	0.2以下	< 0.02				
28	プロモジクロロメタン	0.03以下	0.015				
29	プロモホルム	0.09以下	0.002				
30	ホルムアルデヒド	0.08以下	< 0.008				
31	亜鉛及びその化合物	1以下	0.009	年1回	3年1回 *1	1	
32	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.08	年4回	年4回	4	
33	鉄及びその化合物	0.3以下	0.11				
34	銅及びその化合物	1以下	< 0.01	年1回	3年1回 *1	1	
35	ナトリウム及びその化合物	200以下	15.8				
36	マンガン及びその化合物	0.05以下	< 0.005	年4回	年4回	4	
37	塩化物イオン	200以下	32.7	月1回	/	4	1ヶ月に1回の検査とされている項目です。
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	88.7	年1回	3年1回	1	
39	蒸発残留物	500以下	189				
40	陰イオン界面活性剤	0.2以下	< 0.02	発生時期に 月1回	発生時期に 月1回	4	※4
41	ジェオスミン ※2	0.00001以下	0.000002				
42	2-メチルイソボルネオール ※3	0.00001以下	0.000003	年4回	年4回	4	
43	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.006				
44	フェノール類	0.005以下	0.0005	月1回	/	12	1ヶ月に1回の検査とされている項目です。
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	1.1				
46	pH値	5.8~8.6	8				
47	味	異常でない	異常なし				
48	臭気	異常でない	異常なし				
49	色度	5度以下	1				
50	濁度	2度以下	0.1				

- 備考 ① *1は、水質基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合
 ② *2は、水質基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合
 ③ ※1は、総トリハロメタン:(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロホルムのそれぞれの総和)
 ④ ※2の正式名は、(4S, 4aS, 8aS)-オクタヒドロ-4, 8aS-ジメチルナフタレン-4aS(2H)-オール
 ⑤ ※3の正式名は、1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール
 ⑥ ※4は、水源でカビ臭が発生する恐れがある期間に行います。
 ⑦ 「-」は、検査を行っていません。
 ⑧  水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。